第六条	法第十二条第一項	法第十七条第一項において準用する法第十二条第一項
第七条	法第十二条の二第一項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の二第一項
第七条第一号	住所（法人又は団体であるときは、その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地）	住所
第八条	法第十二条の四第一項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第一項
第八条	次に掲げる事項	次の各号（第四号を除く。）に掲げる事項
第八条第一項	別記第三号様式による届出書を都道府県知事	別記第三号様式による届出書を栽培地を管轄する地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）
第八条第二項第一号	住所（法人又は団体であるときは、その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地）	住所
第八条第三項	別記第四号様式による届出書を都道府県知事	別記第四号様式による届出書を地方厚生局長

（大麻草研究栽培者の報告）

第十条　法第十五条第一項の報告をしようとする大麻草研究栽培者は、別記第五号様式による報告書を地方厚生局長に提出しなければならない。

２　法第十五条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該有効期間中に譲り渡し、又は廃棄した大麻の品名及び数量とする。

（収去証の交付）

第十一条　法第二十一条第一項の規定により麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が大麻を収去しようとするときは、別記第六号様式による収去証を交付しなければならない。

（証票）

第十二条　法第二十一条第二項の規定により、携帯すべき身分を示す証票は、別記第七号様式によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年十二月十二日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第三条第一項に規定する大麻栽培者及び大麻研究者の大麻の栽培については、この省令による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則の規定にかかわらず、その免許の有効期間内は、なお従前の例による。

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第１号様式（法第５条、第13条第１項関係）

収入印紙（大臣免許に限る。）

大麻草（採取／研究）栽培者免許申請書

栽培地	数	
	位置	
	面積	
目的		
計画概要		
業務管理体制		
備考		

上記のとおり、免許を受けたいので申請します。

年　月　日

住所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。）

氏名（法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。）

生年月日（法人又は団体を除く。）

厚生労働大臣（地方厚生（支）局長、都道府県知事）　殿

（注意）

１　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

２　収入印紙は、大臣免許に係る申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

３　栽培地が複数ある場合には、栽培地ごとに位置、面積の欄を追加して記載すること。